

特別検査運用ガイド

(GI0005_r1)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

目 次

1	目的.....	1
2	特別検査の流れ.....	1
3	特別検査の要否・体制の判断.....	1
4	特別検査の実施.....	2
5	検査結果の取りまとめ.....	2

1 目的

本ガイドは、原子力規制検査等実施要領に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等及び核原料物質を使用する者（以下「事業者」と総称する。）が所有する施設（以下「原子力施設」という。）において、リスクが高く安全上重要と思われる事象若しくは特定核燃料物質の防護（以下「核物質防護」という。）事案（以下「異常事象等」という。）が報告された場合、又は法第 61 条の 2 の 2 の規定に基づく原子力規制検査において異常事象等を特定した場合に、基本検査とは別に、原子力規制委員会が異常事象等の状況及び事業者の初動対応の実施状況を直接確認するために実施する特別検査の実施手法等について定めたものである。

2 特別検査の流れ

異常事象等の発生後、特別検査の要否判断から検査体制構築、検査実施までの一連の流れについて以下に示す。（図 1 のフロー図参照）

- (1) 原子力施設において異常事象等が発生した場合、当該施設を担当する原子力規制事務所（以下「事務所」という。）の原子力検査官（以下「検査官」という。）は、「事象発生時の初動対応」検査運用ガイドを用いて、速やかに情報収集を行い、本庁の担当監視部門（核物質防護事案に関しては放射線防護グループ核セキュリティ部門。以下同じ。）に報告する。
- (2) 当該報告を受けた担当監視部門は、事業者から報告された情報も踏まえ、表 1 の視点により、特別検査の要否を総合的に判断し、臨時の原子力規制委員会に諮り、最終的にその要否を決定する。
- (3) 担当監視部門は、事業者から報告された情報及び当該施設を担当する事務所の検査官が収集した情報を踏まえ、特別検査の体制を構築（チーム長及びチーム員を選任）する。

3 特別検査の要否・体制の判断

- (1) 担当監視部門は、異常事象等に対する特別検査の要否を判断するに当たり、表 1 の視点を考慮する。その際、表 1 に加えて「定性的な判断基準に関する安全重要度評価ガイド」を参考にすることができる。
- (2) 担当監視部門は、表 1 の視点に加え、監視領域の劣化の程度、職業・公衆被ばくの程度や環境への影響も考慮した上で、検査の体制を判断する。必要に応じて、原子力規制庁他部門の技術スタッフの支援を得る。

表1 特別検査の実施を判断する視点

設計基準を逸脱する原子力施設の運転・操作状態が発生したか
原子力施設の設計、建設・改造や運転・操作において重大な問題があり、他施設にも影響するおそれがあるか
閉じ込め機能の重大な喪失が生じたか
実際の事故・トラブルが発生した場合に利用される緩和系において、一つの安全機能が喪失したか又は複数の設備・機器やシステムで故障が発生したか
原子力安全上の影響が広範囲に及ぶ可能性があるか
原子力施設の設備・機器やシステムで想定外の動作が起きたか
原子力安全に係る設備・機器やシステムの故障が繰り返し起きたか又はこれらの運転・操作誤りが繰り返されたか
事業者のパフォーマンスに安全上の懸念があるか
核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合等核物質防護上重大な事案が発生したか

4 特別検査の実施

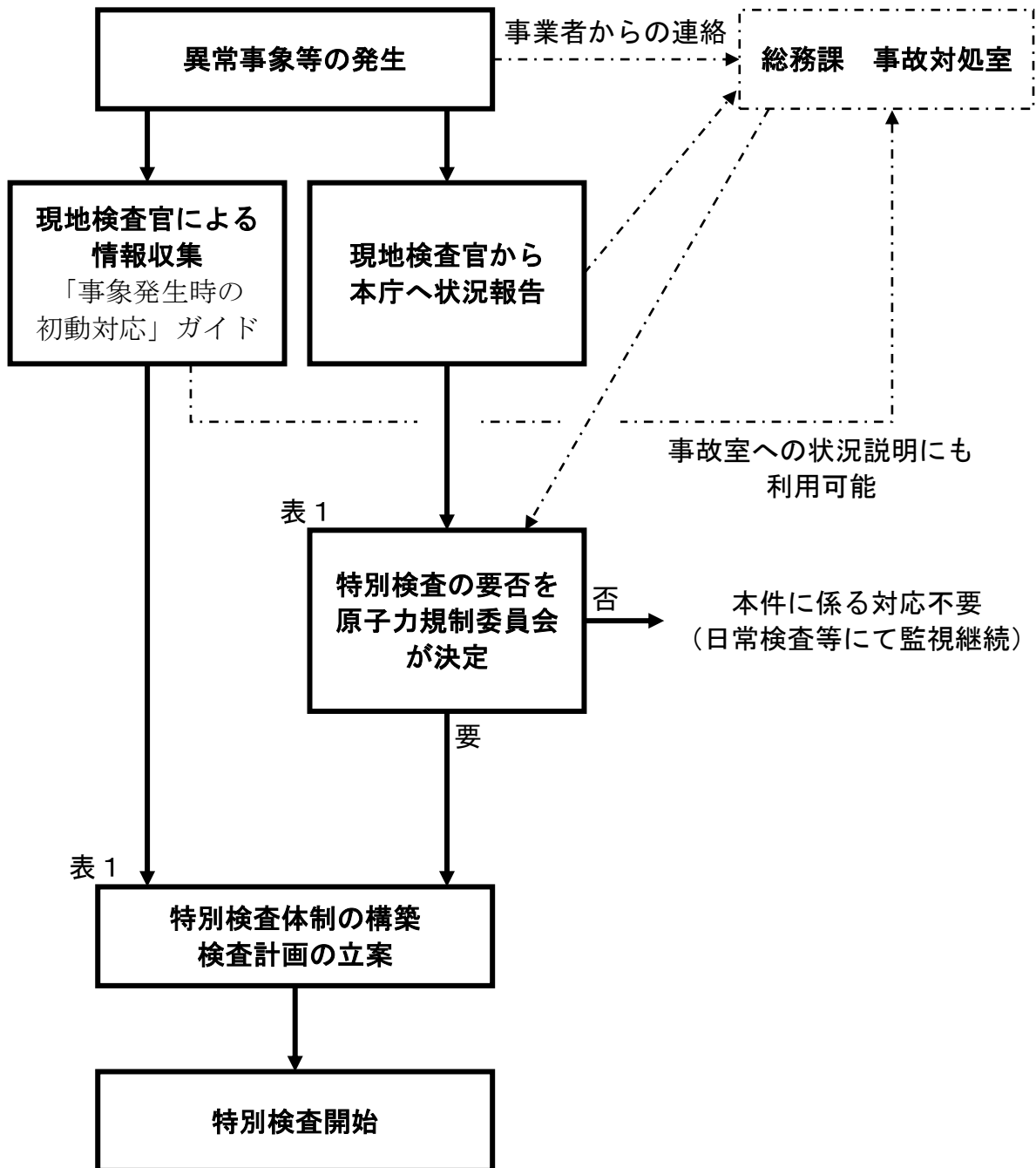
担当監視部門は、特別検査の対象、具体的な検査内容、スケジュール等を決定し、検査チームはこれに基づき特別検査を実施する。特別検査の実施に当たっては、異常事象等に関連する基本検査の検査運用ガイドを用いても構わない。

検査チームは、特別検査の実施に当たっては、異常事象等の状況及び異常事象等発生時の事業者の初動対応を正確かつ詳細に把握することに主眼を置き、異常事象等の発生現場の確認や、事業者（初動対応を行った従業員を含む。）へのインタビュー等を行うことにより、故障した設備の状況や放射性物質の漏えいの有無、異常事象等の発生前の設備状況や事業者の活動状況、異常事象等の発生直後に事業者が行った行為などを詳細に把握するように努める。また、チーム長は、検査実施中は検査の進捗等について緊密に担当監視部門と情報共有し、助言・指導を得る。

5 検査結果の取りまとめ

検査チームは、検査終了後速やかに特別検査報告書を取りまとめる。同報告書には、異常事象等の状況を詳述するとともに、事業者の対応について時系列に沿って詳細に整理する。担当監視部門は、同報告書の内容を確認した後、速やかに原子力規制委員会に報告するとともに、その後の原子力規制検査やその他の監視活動において活用する。

図1 特別検査実施フロー図



○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/04/21	記載の適正化	2021/07/21 表紙修正